

国の温暖化防止に向けた動向（主な施策）

1 2020年までに1990年比25%削減

9月22日に鳩山総理が国連気候変動首脳会合で、「すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意」を前提として、「1990年比で言えば2020年までに25%削減」する旨を発表した。

また、第173回国会の所信表明演説でも、「すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年に、温室効果ガスを、1990年比で25%削減する」旨を述べるとともに、「チャレンジ25」として目標達成に向け、施策を推進していくことを述べた。

2 全量買い取り方式の固定価格買取制度

太陽光発電設備などで発電した電力は、予め決められた価格で全て買い取られる。自家消費分は、改めて電力会社から購入する。よって、余剰電力売却分だけでなく、買取価格と自家消費分購入価格の差額についても、発電者の収益となる。

なお、11月1日より開始された新たな買取制度は、太陽電池を使って家庭で作られた電力のうち自宅で使わないで余った電力を、1キロワット時あたり48円で10年間電力会社に売ることができる制度であり、自家消費電力は買取対象外。

3 地球温暖化対策税

ガソリンや石炭、電気、ガスなどに課税することにより、二酸化炭素の排出量または化石燃料の消費量に応じた負担を求める仕組み。

化石燃料や化石燃料によって作られた電気などの値段が高くなることにより、

- 1) 化石燃料や電気などの使用が抑えられる
- 2) 省エネ型低燃費型の製品や車などが選ばれやすくなるとともに、その技術開発が進む
- 3) 税収を活用した温暖化対策が進む
- 4) 税金を負担することで、消費者の地球温暖化問題への意識が高まると考えられる。

一方で、導入されると、家計や企業に負担となり、国民経済や産業の国際競争力に影響を与えるといった指摘もあり、現在、議論が進められている。

4 キャップ&トレード方式による国内排出量取引市場の創設

温室効果ガスの排出量低減のための経済的手法のひとつ。

全体の排出量を抑制するために、企業などの排出主体間で排出枠を決めて割振っておき、排出枠を超過して排出する主体と排出枠を下回る主体との間でその排出枠の売買をすることで、全体の排出量をコントロールする仕組み。